

工事請負契約約款第24条第5項の規定 (単品スライド条項)の運用について

工事請負契約約款第24条第5項の規定により、葛飾区が発注・契約する工事において、受注者が契約金額の変更を請求する場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

受注者は、請求に当たって、工事主管課と十分な協議を行うこと。

1 適用対象工事

残工期が2月以上ある工事

2 定義

(1) 請求日

単品スライド条項により、受注者が契約金額の変更の請求を書面により提出した日とする。

(2) 残工期

請求日以降の工期（一部しゅん功にあつては、当該部分に係る工期）までの工事期間とする。

(3) スライド額

5により算出した契約変更の対象となる額

3 請求方法

受注者が単品スライド条項の規定により、契約金額の変更を請求する場合、書面（様式1）に各対象材料の購入価格等を証明する資料（参考様式1ほか）を添付し、工事主管課に提出する。

4 主要な工事材料

(1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類又は燃料油であつて、次式により算定した変動額が契約金額の100分の1に相当する金額を超えるものを対象とする。

$$\text{変動額}\langle\text{鋼}\rangle = M\text{【変更】}\langle\text{鋼}\rangle - M\text{【当初】}\langle\text{鋼}\rangle$$

$$\text{変動額}\langle\text{油}\rangle = M\text{【変更】}\langle\text{油}\rangle - M\text{【当初】}\langle\text{油}\rangle$$

$$M\text{【当初】}\langle\text{鋼}\rangle, M\text{【当初】}\langle\text{油}\rangle$$

$$= \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k + \text{消費税}$$

$$M\text{【変更】}\langle\text{鋼}\rangle, M\text{【変更】}\langle\text{油}\rangle$$

$$= \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k + \text{消費税}$$

M【変更】⟨鋼⟩, M【変更】⟨油⟩：価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

M【当初】⟨鋼⟩, M【当初】⟨油⟩：価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p : 設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価
 p' : 価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価
 D : 鋼材類又は燃料油に該当する各材料について算定した対象数量
 k : 落札率

(2) 鋼材類又は燃料油以外であって、「主要な工事材料」として当該工事に主に使用される材料（例：アスファルト類など）については、鋼材類又は燃料油に準じる。

5 スライド額の算出

(1) スライド額は、次式により算出する。

$$S = (M【変更】\langle\text{鋼}\rangle - M【当初】\langle\text{鋼}\rangle) + (M【変更】\langle\text{油}\rangle - M【当初】\langle\text{油}\rangle) - P \times 5/1000$$

M【当初】\langle\text{鋼}\rangle, M【当初】\langle\text{油}\rangle

$$= \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k + \text{消費税}$$

M【変更】\langle\text{鋼}\rangle, M【変更】\langle\text{油}\rangle

$$= \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k + \text{消費税}$$

S : スライド額

M【変更】\langle\text{鋼}\rangle, M【変更】\langle\text{油}\rangle : 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

M【当初】\langle\text{鋼}\rangle, M【当初】\langle\text{油}\rangle : 価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p : 設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

p' : 価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

D : 鋼材類又は燃料油に該当する各材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 契約金額

(2) p' は次に定めるとおりとする。

ア 鋼材類

各対象材料を購入した月の実勢価格を原則とする。

イ 燃料油

各対象材料を購入した月の実勢価格を原則とする。または、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

ウ 鋼材類又は燃料油以外であって、「主要な工事材料」として当該工事に主に使用される材料については、鋼材類又は燃料油に準じる。

※受注者の実際の購入金額が実勢価格を上回る場合で、かつ、適当な購入金額であることを証明する書類を必要に応じて求め、適当であると認められる場合は受注者の実際の購入金額を用いてスライド額を算定することを原則とする。

(3) Dは、発注者の設計数量または発注者の認定する数量とする。

6 契約変更の時期

工期（一部しゅん功にあつては、当該部分に係る工期）末に行う。

7 全体スライド条項の併用

約款第 24 条第 1 項から第 4 項までに規定する全体スライド条項に基づく契約金額の変更を実施した後であっても、単品スライド条項に基づくスライド請求をすることができる。

8 手続の流れ

手続の流れについては、別紙「単品スライドの手続フロー」のとおり

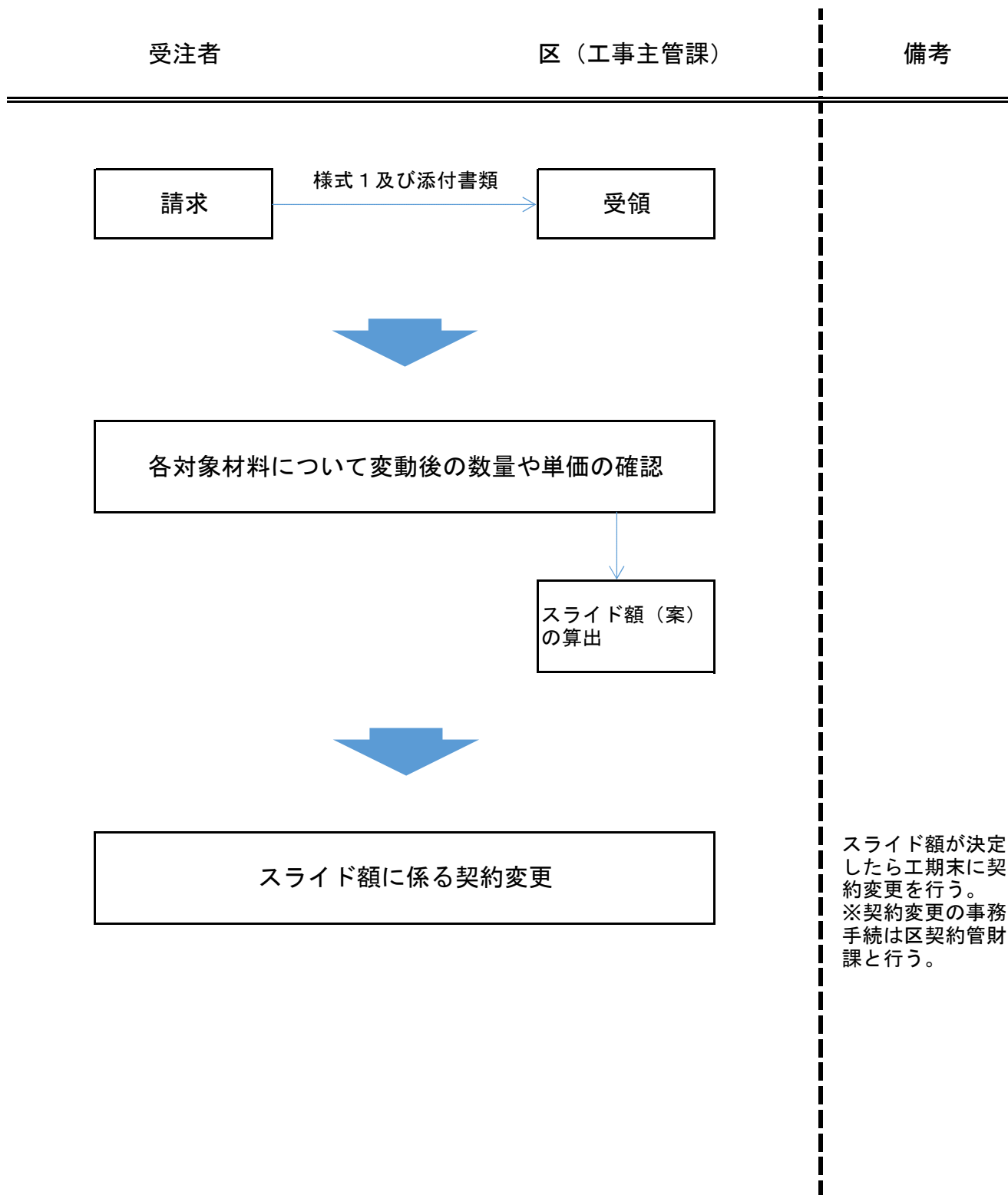
9 その他

4 及び 5 に記載している契約金額及び数量とは基本的には最終的な全体工事額及び数量である。すなわち全体スライド条項と併用した場合及びその他の契約変更があった場合は、契約変更後の契約金額及び数量を指す。

一部しゅん功にあたって単品スライド条項を適用する場合、4 及び 5 における計算は一部しゅん功に係る数量や契約金額に基づき行う。

単品スライドの手続フロー

～請求から契約変更手続までの基本的な流れ～



(様式1)

[受注者からの請求]

年 月 日

(発注者あて)

殿

住所
受注者
氏名

印

(法人の場合は名称
及び代表者の氏名)

工事請負契約約款第24条第5項の規定による契約金額の変更(請求)

年 月 日付けで契約締結した下記の工事については、契約金額が不適当となつたため、工事請負契約約款第24条第5項の規定により契約金額の変更を請求します。

記

- 1 工 事 件 名
(案 件 番 号) ()
- 2 契 約 金 額 ¥
- 3 契 約 日 年 月 日
- 4 工 期 契約締結日の翌日から 年 月 日まで
- 5 工 事 場 所

※ 添付資料は、参考様式を参照のこと。

契約金額変更請求（工事請負契約約款第24条第5項関係）に係る添付資料

工事件名： _____

品目	規格	単位	数量	当初		購入				差額	備考
				単価	予定金額	単価	金額	購入先	年月		
鋼材類 計											
燃料油 計											
〇〇〇 計											
変動額											

※ 記入方法及び本様式以外の提出書類については、工事主管課と打ち合わせのこと。